

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。<u>次項及び第4項並びに次項において読み替えて準用する常勤職員条例第16条第2項において同じ。</u>)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 <u>常勤職員条例第16条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)」とあるのは「行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項において準用する常勤職員条例第16条第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>常勤職員条例の改正により常勤職員の期末手当の額に改定があった場合におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額の改定は、改正後の常勤職員条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の期末手当の額について改定するものとする。ただし、改正後の常勤職員条例の施行の日が4月1日であるときには、同日以後の期末手当の額について改定するものとする。</u></p> | <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。</p> |
| <p>5～6 省略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第27条 第17条(同条第2項において読み替えて準用する常勤職員条例第16条第2項の行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額に乘じる割合に係る部分を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第17条第3項中「給</p> | <p>4～5 省略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第27条 第17条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬(第18条の規定による報酬に限る。以下この項において同じ。)の額(同条第3項又は第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員にあっては、</p> |

料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬(第18条の規定による報酬に限る。以下この項において同じ。)の額(同条第3項又は第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員にあっては、在職期間において当該職員が受けるべき報酬の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

在職期間において当該職員が受けるべき報酬の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。